

第11回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は会議体の名称	教育委員会定例会	
事務局(担当課)	教育部庶務課	
開催日時	平成29年11月29日 午後3時	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	三田 一則(教育長)、藤原 孝子(教育長職務代理者)、樋口 郁代、北川 英恵、白倉 章
	その他	教育部長、庶務課長、学務課長、放課後対策課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所長、統括指導主事2名
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人なし	
非公開・一部公開の場合は、その理由	報告事項第9、10、11号は人事案件のため非公開とする。	
会議次第	<p>第35号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(庶務課・指導課)</p> <p>第36号議案 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則(庶務課・指導課)</p> <p>第37号議案 豊島区立子どもスキップ条例施行規則の一部を改正する規則(庶務課・放課後対策課)</p> <p>協議事項第1号 豊島区学校施設のあり方検討会について(学校施設課)</p> <p>報告事項第1号 平成29年度豊島区図書館の満足度調査等について(図書館課)</p> <p>報告事項第2号 「指定校変更の審査に係る処理基準」及び「区域外就学の審査に係る処理基準」の改正について(学務課)</p> <p>報告事項第3号 平成29年度体力テストの結果について(指導課)</p> <p>報告事項第4号 平成29年度豊島区能代市子ども交流事業(中学生いなか体験)(指導課)</p> <p>報告事項第5号 認可保育施設園児等の遊び場確保の拡大について(放課後対策課)</p> <p>報告事項第6号 東池袋貝塚の発見について(庶務課)</p> <p>報告事項第7号 平成29年度教育委員会後援名義使用の承認状況について(第2四半期分)(庶務課)</p> <p>報告事項第8号 三田一則教育長の執務報告(平成29年10月26日～11月29日)(庶務課)</p> <p>報告事項第9号 臨時職員の任免(指導課)</p> <p>報告事項第10号 非常勤・臨時職員の任免(放課後対策課)</p> <p>報告事項第11号 臨時職員の任免(教育センター)</p>	

事務局)

本日、委員の皆様、全員お揃いでございます。

傍聴希望者はございません。

なお、細山統括が別途公務対応のため、本日欠席となっております。どうぞ宜しくお願いいたします。

三田教育長)

それでは只今から第11回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の記録署名委員を申し上げます。樋口委員、白倉委員、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

案件に入る前に、ご紹介させていただきます。

11月13日に行われた豊島区の納税表彰で、豊島区教育委員会が東京国税局長賞を受賞いたしました。去年は私、一昨年は教育委員会が豊島税務署より2年連続で表彰を受けたのですが、今回はランクが上がり、東京国税局長賞をいただきました。今後とも学校と一緒に租税教育を推進していきたいと思っております。

(1) 報告事項第1号 平成29年度豊島区立図書館の満足度調査について

三田教育長)

それでは、報告案件の第1号、平成29年度の豊島区立図書館の満足度調査等について、図書館課長から報告をお願いします。

<図書館課長 資料説明>

藤原委員)

全体的に満足度が高く、4を超えている事項が多数あったということは良かったと思います。

この中で自由記述欄などがあつたのではないかと思います。もしあればどのような内容であつたのか教えていただければと思います。

図書館課長)

主な意見でございますが、まず施設については、やはり席を増やして欲しい、パソコン席を増やして欲しいという意見がございます。中央図書館については、エレベーターが非常にゆっくりで、それに対するご要望が出ております。また、サービスについては、貸出冊数を増やしてほしい、蔵書数を増やして欲しいというご意見をいただいております。今後導入してほしいサービスについては、フリーWi-Fiのサービス、それからカフェを設置して欲しいという意見をいただきました。

藤原委員)

今、提案にありましたカフェについては、図書を汚す可能性もありますし、私は賛成ではないですが、様々な方が利用するカフェを作ることについては、よく検討してかなければいけないと思っています。

また、Wi-Fiの無料サービスにつきましては、中央、巢鴨、千早が横線になっていますが、これはどういう意味ですか。

図書館課長)

ご指摘の点の無料W i - F i サービスにつきましては、指定管理者からの提案で実施しているところでございます。ですので、指定管理者が運営している図書館のみでの提供という意味です。

三田教育長)

ちなみにW i - F i を導入した場合に、1館当たりどのぐらいの予算が必要なのかでしょうか。

図書館課長)

最近は無料W i - F i の提案もございますので、今後利用者に提供したいと考えています。しかし、ランニングコストが掛かりますので、十分検討しながら進めたいと思っております。

樋口委員)

調査について、まず質問させてください。この調査は毎年行っているのでしょうか、それとも28年度から始まったのでしょうか。

図書館課長)

指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者が運営する図書館で毎年アンケート調査を行うことになっています。一方で、直営館は平成20年度から行っていなかったため、比較が出来ませんでした。ですので、今年度から実施いたしました。

樋口委員)

では、直営と指定管理者と、二つの大きな仕組みの中で昨年度と比べてみたということが分かりました。次回からは、調査の目的を書かれておく为宜しいと思います。

また、先程お話しがありました、全体で6万5千冊も蔵書が増えているというようなアピールが書いてあると非常に良いと思います。

また、結果だけでなく、考察が必要なのではないかと思いました。考察があれば、自由記述の意見にも言及することができますし、この部分が伸びているというアピールも出来ます。

さらに、アンケートを5件法にしてしまうと、どうしても中心化傾向になりますので、例えば4件法を検討していくべきではないかと思えます。

図書館課長)

先程申し上げましたように、指定管理館は、毎年度アンケート調査を行います。今回、直営館でも行いましたので、比較して評価することが一つの目的としてあるということをお伝えすべきであったと反省しているところでございます。

また、今後、これをどう捉えるかについては教育委員会並びに図書館経営協議会で報告し、皆様のご意見を伺いながら今後の満足度調査に生かして、多くの区民に愛される図書館にしていきたいと思えます。

三田教育長)

では、宜しいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項第1号了承)

(2) 第35号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(3) 第36号議案 幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

三田教育長)

それでは、第35号議案、それから第36号議案、これはいずれも関連していますので、一括して説明をしていただきたいと思います。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

それでは、35号議案が幼稚園教育職員の勤勉手当の規則改正、36号議案が幼稚園教育職員の初任給及び昇給等の規則改正です。いずれも本日行われた本会議での議決をもとにして、教育委員会として議決をして給与改正を行うものでございますので、質疑がございましたら、お願いします。

一点だけ私からお伺いしたいのですが、幼稚園教諭は区の職員ですので、たびたび変動があります。伝達方法と、その趣旨については、どのように行われているのか、改めて確認をさせていただきたいです。

庶務課長)

人事課より全職員に対して、今回の特別区人事委員会の勧告に基づいて給料が改正されるという通知が出されました。併せて幼稚園教育職員にも周知することになっております。

三田教育長)

要は、幼稚園の先生方、職員、一人ひとりに趣旨が伝わっているのかどうかを確認したいのですが、大丈夫でしょうか。

庶務課長)

新しく支給される給与明細とともに、改正される内容の通知文が同時に届きます。

三田教育長)

改正の内容や趣旨が職員に行き届くように配慮していただきたいと思います。

(委員全員異議なし 第35号議案了承)

(委員全員異議なし 第36号議案了承)

三田教育長)

では、この件は議案を承認して終了したいと思います。

(4) 第37号議案 豊島区立子供スキップ条例施行規則の一部を改正する規則

三田教育長)

続きまして、37号議案、豊島区立子供スキップ条例施行規則の一部を改正する規則についてお願いいたします。

<庶務課長、放課後対策課長 資料説明>

三田教育長)

質疑に入る前に確認をしておきたいのですが、新旧対照表の10分の2のところ、「委員会が」と書いてあるのですが、どこの委員会ですか、教育委員会のことですか。

放課後対策課長)

教育委員会でございます。

三田教育長)

そうであれば、これは教育委員会と表記した方が良いと思います。色々な委員会がありますので、何を対象にしているのか、よく分かりません。

放課後対策課長)

新旧対照表は省略して第8条から載っていますが、第4条に豊島区教育委員会（以下「委員会」という）という規定があり、それ以降は委員会という表記を使用しています。

三田教育長)

そういうことであれば問題ないと思います。

ご意見を頂戴したいと思います、いかがでしょうか。

北川委員)

私自身の認識不足で、途中の変更がいつも出来ると思っておりました。今回新たに利用申請書、延長や9時前の利用の申請が出来ることは有難いと思いました。

9時前利用申請書について、お伺いいたします。年度当初に提出する方は、クラブ利用申請書の裏面にて、8時15分から15分刻みで記入出来るようになっているのですが、今回新設の9時前利用申請書には15分刻みの記入欄がありません。特に必要はないのでしょうか。

また、学童クラブ利用申請書の裏面の真ん中に、退出時間の丸を囲む部分と、曜日の記載があります。朝の部分と夕方の部分とで利用する可能性のある曜日が必ずしも一致しないのではないかと思います、朝利用する曜日と、夜利用する曜日は、どのように振り分けているのでしょうか。

放課後対策課長)

実務的な事務がございますので、詳細は係長からお話させたいと思います。

放課後対策担当係長)

放課後事業推進グループの係長桑原でございます。説明させていただきます。

こちらの記入では、あくまでも基本をお伺いしております。例えば当該世帯が8時15分からの利用ということであれば丸を付けていただくこととなります。退室時間につきましても、曜日によって変わることもありますが、あくまでも基本の1週間を押したときに基本の時間を選んで丸を付けていただくこととなります。

曜日の欄につきましては、例えば月曜日から土曜日まで毎日利用する場合は全てに丸を付けていただきますし、水曜日が保護者の定休日であるという場合は付けず、使う曜日に丸を付けてもらうような記入の仕方になっています。

北川委員)

細かい指摘かと思いますが、子供が朝来るのか夜延長なのかをきちんと把握し、子供が本当に今日は来る曜日なのか夜遅くまで残っていても良い曜日なのか管理していただきたいと思います。

また、もともとの申請書は15分刻みでしたので、9時前利用の申請が15分刻み

ではなくても良いのか、年度途中からでも同じ形が宜しいのではないかと思いました。
三田教育長)

議論を参考にさせていただいて、ご検討いただければと思います。

樋口委員)

今の点ですと、早い時間と遅い時間と曜日が三つ同じレベルで書いてあるので誤解を招いているため、曜日だけ先に書いて、傍線を加えれば分かりやすいと思います。

私がお聞きしたいことは、6ページの改正案の保護者の仕事の部分です。「児童・生徒のための理解の調査書」も、人権上の配慮から、保護者の職業は書かせないことになっています。個人情報に関わってきますし、学校よりも詳しく書くことになると思いますので、この情報の取り扱いについて、確認とご検討をいただければと思います。

放課後対策課長)

職業欄を詳しく書いていただくかどうかにつきましては確認し、検討したいと思います。

保護者の職業につきましては、万が一待機が出た場合、優先順位を付けるために、必要性を点数付ける際の参考として使う可能性があるという事情から設けておりました。本当に必要なかどうかにつきましては、引き続き検討してまいりたいと存じます。

三田教育長)

例えば疾病・看護・介護関係での情報は、対応する際に必要となる場合もあるかと思えます。

ただ、どうやって子供の手を通してやりとりをされるのか、そういうことを考えたときに、配慮しなければいけない点があると思います。こういった調査票は学校も作っていますし、せっかく教育委員会に移管されたということもありますので、共用出来るようなシステムが可能なのか、検討していただければと思います。

直すのであれば、人権上は職業欄を外した方が良くと思うのですが、業務上必要であれば記載すべきだと思います。もし、記載するとなると個人情報保護審議会の審議も必要なのでしょうか。

教育部長)

個人情報を外部に出して委託するといった際には個人情報保護審議会にかかる必要があるといったように、十分慎重な対応を要しなければなりません。

ただ、おっしゃるように、そこまで詳細に把握する必要があるのかどうかについては精査する必要があると思います。これまでは子ども課で使用していたものですので、子ども課にも確認し、齟齬のないようにしたいと思います。

三田教育長)

前回の定例区議会一般質問でも議員からこの点について質問されていました。不必要な個人情報や、各課で異なる対応はあってはいけませんので、検討を要するのかわかっています。

子どもスキップと学童保育、時間帯など様々な都合が複合して大勢の子供さんを職

員が扱わなければなりません。本当に必要な情報なのか検討し、決定するという
こと
でお願いしたいと思います。

この件につきましては議案ですので、趣旨について了解したということで宜しいで
しょうか。

(委員全員異議なし 第37号議案了承)

三田教育長)

では、この件は終わりにしたいと思います。

(5) 協議事項第1号 豊島区学校施設のあり方検討会について

三田教育長)

それでは、協議事項にまいります。協議事項の第1号、豊島区学校施設のあり方検
討会についてお願いしたいと思います。

では、学校施設課長、どうぞ。

<学校施設課長 資料説明>

三田教育長)

1回議論しているのですが、同じ議論は避けたいと思います。前回問題になっていた、
なぜPTAや学校の教員を入れるのかという説明に特化し、あとは、今日お気づきにな
った点を幾つか整理をしたいと思います。

まず、その部分を少し補足して説明していただけますか。

学校施設課長)

それでは、資料3ページの3番の検討会の検討内容をもう一度ご覧ください。この
検討会の中では、現状把握が大きなテーマとなっております。ハード面等につきまし
ては、学校施設課でも見ることは出来るのですが、ソフト面、いわゆる運用上、実際
に学校を使っていて、子供たちの目線から見てどうか、学校の先生の目線から見てど
うかという意見をお伺いしたいと考えております。そのため、PTA、学校長の小中
のそれぞれ代表を1名ずつ呼びし、この議題について、特にご発言いただきたいと
いう趣旨でございます。

三田教育長)

とりわけ現状把握ということで、技術的な問題だけではなく、運用上の部分、特に
施設上の課題を抱えている学校の実態を把握するために実態に応じた人選をすべきで
あると考えました。

また、正式な会議ですので、情報がむやみやたらに漏れては困ります。それらも踏
まえて責任ある人選が出来るかどうか検討しました。

次に、資料の3ページの④に、これまでの改築校の状況一覧表があります。小学校
と中学校は、広さが違うので、小学校と中学校を分けて比較した方が良いと思います。
学校施設課長)

おっしゃる通り、一律に比較することは非常に難しい部分がございます。時系列的
に平米単価で書かせていただきましたが、確かに求められているものは小中それぞれ
違いますので、表を分離するなどの整理は必要かと思っております。

三田教育長)

連携校がスタートしたので、シェアリング効果がどの程度あるのか、一つの施設を小中で使うことで、どれだけメリットがあるのか、金銭面とは別に、使用面でも見返す必要があると思います。今後、施設改修のときにシェアリングという考え方でやっていると単価も落とすことが出来るのではないかと思います。是非、丁寧に分けていただけるとありがたいです。

樋口委員)

非常に分かりやすい資料になりました。

このあり方検討委員会がいかに必要かということについては、前回、そして今回、認識をもちろん深くしたところでございます。私個人的な意見を言わせていただければ、PTAと学校はオブザーバーとして必要な委員会の時だけ来ていただくような形が良いと思います。その理由は、学校やPTAの代表であったとしても、経験した学校のことしか分かりません。年数が長期化というくくりの中では同じかもしれませんが、使い勝手は全く違います。そうであるならば、学校に事前にアンケートを取った上で集約し、オブザーバーとして、必要な会に来ていただく形が良いと思います。

三田教育長)

とても参考になるご意見だと思うのですが、今の件でいかがですか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

今回は目的等も明記され、本当に分かりやすい資料になったと思いました。

やはり、このあり方検討委員会で検討する内容は、施設の現状把握、②の長寿命化改修の技術的課題と実施と実施プロセスの検討と、非常に専門的なものであるということに改めて感じた次第です。そして3番の学校に求められる機能と標準的に備えるべき機能の整理は保護者の方や学校のご意見が必要だと思っているところです。

とりわけ、先程課長から説明がありました、ソフト面に関する意見の聴取が必要であるということであるならば、既存校の施設の全ての学校の情報を集約するという点について、ある一定レベルでアンケート調査なり実態調査なりを実施すべきと考えております。

三田教育長)

他にいかがでしょうか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

樋口委員からご意見がありました通り、やはり保護者の代表という形でこの委員会に入るのはいかなるものかと疑問には思っておりました。

また、例えば中学校の既存校と考えますと、既に改築が済んでいる学校が5校、それから、今後改築が予定されている1校を除きますと、2校しかありません。2校のどちらかということで、全体に意見を出すにも出しづらいのではないかと思います。それでしたら、やはり中学校にアンケートを取って、まとめる方が良いと思います。

ただ単に出席するという形では、なかなか保護者としても意見を出しづらいのではないかと思います。専門的なことは、きちんと専門の方にお任せをすることがふさわしいのではないかと思います。

三田教育長)

白倉委員、いかがですか。

白倉委員)

専門的なことが非常に多いので、基本的なことは専門家の調査で決めて、必要に応じてPTAの方や教職員からアンケートをとり集約すれば良いと思います。

三田教育長)

意見は集約した方が良いのですが、調査データに基づいた議論とあわせるのは厳しい印象を受けております。

ですので、データを集計した後、意見を言っていたくメンバーには拡大委員会のようなものに入っていていただくのが良いと思います。そういう体制に出来るのかどうか、いかがですか。

部長、どうぞ。

教育部長)

今のお話、委員会のお話でよく分かります。専門的な部分でよく理解されていない方々が参加しても意味がないのではないかと思います。

ただ、区として、教育委員会として一定の意思決定をする段階の中でどういった意見を聞いてきたのかということは、透明性や公平性の視点から必要です。今、教育長が言ったように、基礎資料を作る段階においては専門的な範囲でやって、一定の方向を決める資料が整った段階で、外部の様々な分野の人たちを入れて決定する手法で考えていきたいと思います。

よって、基本的に教育長を頭に学識経験者や、詳しい官庁の職員と、そういった連携の中で、アンケートや設計の段階でやっていただくような1部、2部という専門部会を検討させていただき方向で、最終的な計画、手法を考えていきたいと思います。

三田教育長)

1部会、2部会に委託し、目的に応じてメンバーに参加していただき、透明性も含めて区の意思決定に妥当性があると思ってもらえるような内容にしていくということで宜しいでしょうか。

(委員全員異議なし 協議事項第1号了承)

次の予定はいつでしょうか。

学校施設課長)

第1回目は、12月11日を予定しております。

三田教育長)

では、この件、終わりにしたいと思います。

(6) 報告事項第2号 「指定校変更の審査に係る処理基準」及び「区域外就学の審査に係る処理基準」の改正について

三田教育長)

報告事項の第2号、「指定校変更の審査に係る処理基準」及び「区域外就学の審査に係る処理基準」の改正についてお願いします。

学務課長、どうぞ。

<学務課長 資料説明>

三田教育長)

説明が終わりました。何かご意見等ございますか。

就学についての様々な事務手続を受けている中で、何とか整理したいとの思いから、このような形になったということです。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

部活動を理由に学校を変更するお子さんは、毎年どの程度いらっしゃるのですか。

三田教育長)

学務課長、どうぞ。

学務課長)

15～6人はいらっしゃいます。部活動がないという場合と、強い学校に行きたいという理由で指定校変更を出される方も入れますと結構な人数になります。

三田教育長)

どうぞ、樋口委員。

樋口委員)

中学生にとって部活動は非常に大きな魅力であり、学校生活の大事な一部になる要素であることはよく理解しています。

ただ、それを明文化するのは、どうでしょうか。部活動を理由とすることを豊島区は良しとしているとはっきり言ってしまって良いのかと現時点では思っています。

三田教育長)

それについて議論しているようなことがあれば、お願いいたします。

学務課長、どうぞ。

学務課長)

部活動のあり方、先生方の負担といった議論があると思います。それとはまた別に、例えば千登世橋中学校のロボット部や剣道部など、特定の学校にしかない部活動もございます。学校の部活の負担や、子供たちの希望を上手く実態とあわせてバランスが取れたら良いと思います。

また、必ずしもこういった希望全てを受ける訳ではなく、基準を設け、審査をしたうえで許可することとしたいと考えております。

三田教育長)

今回の区議会でも働き方改革の視点で、部活動について4会派から質問がありました。この問題は、これから検討されるべき重要な課題の一つだと認識しています。樋口委員の発言は、基準として明文化された場合にどういう意味を持つのかということ

でしたが、指導課の立場からは、どのように今の議論を考えますか。

指導課長)

指導課といたしましては、部活動は生徒の生きがいの一つであると考えております。

また逆に教諭の働き方改革を考えた上で、外部指導員のさらなる活用を進めていくところで、また、東京都教育委員会で部活動指導員の導入について考えているところでもあります。生徒のやりがいを、そして教師の心の余裕を含めた上での外部指導員制度を導入することによって、対応していきたいと考えております。

三田教育長)

教育課程に基づくものであれば、基準として明確に示すというのは良いと思いますが、外部指導員を入れるということについても、あくまでも学校のサービスです。大上段に基準の一つとなってしまうと、それが学校に過剰な負担をかけることにならないのか心配です。

学務課長)

部活動を理由とした指定校変更の希望理由書と同意書を今回作成しましたので、その中で「希望する部活動と学校の状況上に必ずしも存続しているとは限らない場合があることを理解した」ということに同意していただき、それでもということであれば指定校変更希望をお受けするという流れになっています。

先生が代わって状況が変わってくる場合もあるとは思いますが、そういったことをご説明をした上で、それでもクラブ活動を理由に指定校を替えたいという希望がある場合だけお受けする形になろうと思います。

三田教育長)

指定校変更というのは、教育的な配慮のための救済手段であると思います。むしろ同意書を提出していただくことで負担になってしまいませんか。

どうぞ、学務課長。

学務課長)

指定校変更は、窓口でも詳しく理由を聞き取りいたします。場合によっては何度かヒアリングをさせていただいた上で実施していますので、単にこの学校が良いというような理由では認めていません。

まず、基準に照らし、個別の事情を細かくお聞きした上で判断をしております。ただ、項目があるということを知っておいてもらわないと、知らないことによって不利益を被ることがあるので、明記をしたところです。ですので、実際には1件、1件、かなり細かく聞き取りをした上での判断になろうかと思っております。

三田教育長)

言わんとしていることは分かりますが、指定校変更というのは行政措置なので、不満があった場合、不服申立が出来ます。ですので、妥当性を欠くことを指定校変更の理由として良いのか心配に思います。

学務課長)

お答えになるかどうか分からないのですが、他の自治体でも、やはり中学校は部活

動で頑張りたいというお子さんが一定程度いらして、それを理由にしているところはあります。実際それが出来るかどうかというのは、また別の問題なのですが、明らかにしておく方が良いと思っております。

三田教育長)

例えば定数枠が非常に少なく、優先順位をシビアに考えていかなければならないところで、部活動を理由に変更する人がいれば不満が出てくることもあると思います。

学務課長)

許可の例外ということで、例えば学級編成上の理由や隣接校選択制度上の理由でお断りするということをきちんと明記しました。そして、やはり部活動は優先順位としては非常に低いです。個別に全部お伺いをして決めていきますので、優先度の高い人が入れないということはないようにしてまいります。

指導課長)

部活動につきましては、指定校変更というものが生徒にとって不利益であるかどうか、まず基準になると私は思っております。例えば剣道部やロボット部がないことが本当に不利益になるのかというところは考えなければいけない部分だと思います。

本区といたしましては、人数が足りないところは合同で一つの部活動を設定することもありますし、教員の異動等で、剣道をやった教員が来る可能性もあります。生徒から希望が出れば管理顧問プラス外部指導員を使った部活動を作ることも可能ではないかと考えております。

三田教育長)

どうぞ、樋口委員。

樋口委員)

子供たちの思いを酌んでいただいて、全体にお知らせしようという意志であることは分かりました。

従いまして、文の書き方ですが、一番下に持っていくとか、駄目な場合もあるということをしつかりとアナウンスをすることが必要かと思えます。

それから2点目は、今、指導課長がおっしゃったように、部活動のあり方そのものの考え方、顧問がその学校にいるから、そこに行きたいという発想を変えなければならないと思います。ロボットの指導者が今は千登世橋中学校にいるかもしれませんが、2年後には他のところに行ってしまうこともあり得るわけですから、もう少しフレキシブルに考えていただいて、子供の意向というのは大事にしながらも、しっかりと保護者と本人にも分かるような周知徹底を図っていただければと思います。

三田教育長)

部活動というのは、子供の志向に基づく活動を応援するということですので、教科ではありません。最後尾に付けるといったような、学校の努力も含めて、今後検討していくという位置付けをお願いします。

もう一つ、窓口も大変です。本当に毎日大変なご苦勞をされています。それに報いるためにも、出来れば来年度、どんな部活の見通しになるのだというような情報提供

し合うことで、過剰負担にならないようにしていただきたいと思います。部活動だけに議論が集中して申し訳なかったのですが、そういう趣旨を踏まえて決定ということで宜しいですか。

(委員全員異議なし 報告事項第2号了承)

三田教育長)

では、宜しくお願いします。

これで議論を終わりにしたいと思います。

少し5分ぐらい休憩を取りたいと思います。

(16時20分 休憩)

(16時25分 再開)

三田教育長)

それでは、教育委員会を再開いたします。

(7) 報告事項第3号 平成29年度体力テストの結果について

続きまして、報告事項の第3号、平成29年度体力テストの結果についてお願いします。

指導課長、どうぞ。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

報告が終わりました。ご質問やご意見、ありましたらお願いします。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

結果を見ると、それぞれの学校で努力していることが分かります。普段からの取り組みが一番大事で、みんなで取り組んでいけば、どんどん上がっていくのではないかと思います。これを今後とも続けて頑張りたいと思います。

三田教育長)

他にありますか。指導課長。

指導課長)

本区におきましては校庭が全天候型ということで、雨が降ってもすぐ使えるという状況でございます。体育が中止になるということもなく、運動する時間が多く、休み時間につきましても、校庭を使って走り回る、鉄棒等を実施する等、継続的な運動をすることによって体力向上を図っていききたいと思います。

また中学校におきましては、保健体育のあり方、そして部活動の充実を図ることが体力向上に繋がると考えております。

三田教育長)

他にございますか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

体育の授業や、また業間休み等の学校の生活の中で取り組むところと、放課後対策

に関する業務も教育委員会の所管となりましたので、放課後子どもスキップでの過ごし方も含めて、大いに体を動かす機会が増えれば良いと思っております。放課後子ども教室も含めて、豊島区の取り組みに期待しております。

三田教育長)

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

子供たちの体力が年々上がっているということは大変嬉しいことだと思います。

一校一取組の一覧表を見せていただきましたが、小学校で色々な工夫をしながら取り組んでいる状況が分かります。それと比較して中学校の工夫が足りないと思います。やはり中学生は、体力を持て余しているぐらいであると思いますので、一校一取組をもっと内容的に充実させて、継続して行っていただきたいと思います。是非、働きかけてください。

以上です。

三田教育長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

私からは3点あります。一つは、資料の見える化です。今日も東京都から分厚い資料が届いたのですが、これを見てもよく分からないので、例えばレーダーチャートにしてプロフィール評価をして、豊島区はどこが落ち込んでいて、どこが伸びているのかということが、一目瞭然で子供にも分かれば、次にどういうアクションが必要かということが分かってくると思います。セーフスクールで、大量のデータをどう処理するのか勉強しているわけですから、それを使わない手はないと思います。先生方もデータの処理の仕方に慣れる必要があると思います。

2点目、3ページの各学校、目白小学校、巣鴨北中学校のコオーディネーショントレーニングはどんなことをやっているのか、スーパーアクティブスクールをやってどれだけ上がったのか、変化が見えたのかという要因分析を具体的にやっていただければ他の学校も活用出来ると思います。

それから3点目は、4ページの一校一取組の運動ですが、体力向上に繋がるものと、意識付けに繋がるものとが混ざっています。オリパラ教育で、競技応援校や夢・未来プロジェクトは意欲付け、意識付けに繋がるところで、体力向上に直接繋がっているかということ、違います。

それから、ベースボール型指導教室とか、コオーディネーショントレーニング、スーパーアクティブスクール、アクティブライフ研究実践校は、横文字ばかりで何を具体的にやっているのかよく分かりません。例えば凡例で、こういうことをやっているとして、効果があったものについては二重丸、横ばいが丸、余り変化がなければ三角といったように、表の見方を工夫することが必要です。

これは、丸が付いているところは一つやっているということなのでしょうけれども、どうやって具体的にやっているのか、これは調査が不明瞭という感じがするので、校

長会に出すときには、少なくとも集計資料ですので、失礼のないように、しっかり穴埋めをしてやる必要があるのではないかと思います。

中学校についてですが、藤原委員からもご指摘ありましたが、本当にやっていないのか調査が不十分なのか、もう一回確認をして、校長会ではこの結果が次に生きるようなPDCAサイクルで活用されるような工夫をしていただければありがたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

(8) 報告事項第4号 平成29年度豊島区能代市子供交流事業(中学生いなか体験)
三田教育長)

それでは、報告事項の第4号、豊島区能代市子供交流事業についてお願いします。

<指導課長 資料説明>

三田教育長)

ご意見やご感想はありますか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

良い交流が出来て良かったと思います。生徒が能代の人たちの温かさを感じ、様々な素晴らしい体験が出来たということだと思います。また、その体験したことを本区に戻って報告会、プレゼンなどを行うということをお伺いしました。もうプレゼン等は終わったのでしょうか。

指導課長)

これからです。

藤原委員)

また、その結果、どんな効果があったのかということについても、また何かの機会にお伺い出来ればと思いました。

三田教育長)

他にありますか。

白倉委員、どうぞ。

白倉委員)

この生徒たちを受け入れられた農家の方や教育委員会のご苦労は大変だったと思います。都会にいる子供たちは、お金があれば何でも買える。能代へ行って農作業をやって、物を作る原点を体験出来たということは、とても良い経験をされたと思います。他の生徒にプレゼンして、共有出来るようにして、こういった素晴らしい交流をずっと継続して行っていただきたいと思います。

三田教育長)

指導課長、どうぞ。

指導課長)

補足をさせていただきます。泊めていただいたホームステイ先がおじいさん、おばあさんの2人暮らしであるところも幾つかありまして、その中で自分にはいないおじ

いちゃん、おばあちゃんといった、そういう人たちの温かさというのを特に感じたということもございます。生徒のお礼の手紙や関わりによって、そのホームステイ先の方々の元気が出るという話も聞いておりますので、是非とも続けていきたいと感じております。

三田教育長)

他にございますか。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

この写真を見ていると、子供たちの笑顔が素晴らしく、充実した体験をしてきたのだということがよく分かりました。是非、この報告会を学校でやるのはもちろん、例えば区で作っている学校紹介の冊子に、豊島区では、こういうことを子供たちの交流事業としてやっているというようなことを載せていただき、これから豊島区の学校に入ろうとしているご家庭にも分かるような形で発信していただけたらと思います。

三田教育長)

豊島区の中学校の魅力として、このような事業があります。豊島区では生徒会の交流が中心で、能代市はいなか体験です。ですので、私は中学生の交流を同じように考えるのは捨てた方が良いのではないかと思います。むしろお互いの町の特異なところで違いを感じるということの方が大事だと思いますし、豊島区の子供たちは、生徒会に応募して是非やってみたいという、意識を変えるきっかけになっていると伺っております。

それから、能代の担当者に、「ご負担になっていないですか」と聞いたところ、「むしろを元気もらって、すごくありがたいです」と仰っていました。市長さんも、この事業については、是非継続してやっていきたいと考えていると伺いました。

斉藤市長は、能代の地域と人は町の自慢だということをいつもおっしゃっています。私どもの教育派遣団を通して、子供たちは交流を通して、お互いの財産を共有することになると思いますので、代表だけ良いということではなく、行ってきたら、それをきちんと報告して、人のぬくもりを共有することが大事かと思っておりますので、是非教育的な有効活用をお願いしたいと思います。

この件、終わりにして宜しいでしょうか。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

指導課の皆さん、本当にお疲れさまでございました。子供の体験の後、すぐに教員の派遣の体験があって、本当にご苦労なされたのではないかと、心から感謝申し上げます。

能代の場合は別の課でこの事業をやったださっているのですが、豊島区としても指導課だけではなくて、教育委員会全体として対応するような道筋についても、今後の検討課題になっていくと思ったのが1点です。

2点目は、学校でのPR、発信ということと同時に、先程、北川委員もおっしゃっ

たように、教育委員会としての発信ということです。一番早いのはホームページです。こういう大事な事業については、教員派遣も含めて子供の派遣についてタイムリーに発信が出来たら、さらに皆さん見てくださるのではないかと思ったところです。

それにつきましても、子供たちに良い体験をさせていただいて、本当にありがとうございました。

三田教育長)

教員派遣と、それから今のこれは、これをもってホームページにアップ出来ます。そういうことが良いことはすぐにやるということでお願ひします。

また、今度の12月号の「教育だより豊島」には、この教員派遣で取り上げたことを記事としても発信するというので、ホームページやニュース等を出していただきたいと思ひますので、宜しくお願ひします。

では、この件、終わりにしたいと思ひます。

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

(9) 報告事項第5号 認可保育施設園児等の遊び場確保の拡大について

三田教育長)

続きまして、報告事項の第5号、認可保育施設園児等の遊び場確保の拡大についてということで、先に保育施設担当課長から説明いたします。

<保育施設担当課長、指導課長、放課後対策課長 資料説明>

三田教育長)

昨日の日経新聞に、豊島区が子育てしやすい街のナンバー1になったという記事が掲載されました。第1位が豊島区で、続いて港、渋谷、それから同じ3位は東大和市と福生市が入っています。次が、6位が千葉県の松戸市、それから東京都の新宿が7位、8位が杉並区ということで、東京がかなり高位にあるのです。そういう中で首位になったということで、こうした涙ぐましい努力が実は下支えになっています。スタートカリキュラム、アプローチカリキュラムを作って小中一貫教育を進めることに加え、幼稚園との連携によって、保育者と教育者が一緒の目線で子供を見ていける体制ができています。我々も、そこに生きている人間がどうするかということを考えなければいけないわけですから、とても大事な課題をいただいていますので、一緒になって豊島の子供のために頑張っていこうと思ひます。

調整しなければいけないことはこれからも幾つか出てくるかと思ひますし、安全対策上も新たな問題が出てくるかもしれませんが、それについては逐次、密接な連携をとってやっていくということでご報告させていただきました。

感想等ありましたら、宜しいですか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

常々保育士さんたちが苦勞しながら、小さな箱のような車に子供たちを乗せて、近隣の狭い公園で遊ばせているのを目にして、本当に心を痛めていたところでした。そういう子供たちが、学校の校庭を使えるとなると、保護者にとっても嬉しいことだ

ろうと思います。安全に進めていけると良いと思っています。

三田教育長)

以上、藤原委員のお言葉が代表ということで宜しいですか。

(委員全員異議なし 報告事項第5号了承)

三田教育長)

この件は終わりにしたいと思います。

(10) 報告事項第6号 東池袋貝塚の発見について

三田教育長)

では、続きまして、報告事項の第6号、東池袋貝塚の発見についてお願いします。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

付け加えることがあれば、伊藤学芸員どうぞ。

文化財グループ係長)

現在、遺物、縄文土器等が約1,000点取り上げられております。最終的には、大体2,000点ぐらいになるかと思っています。住居址については4件発掘されました。現在の課題は、階層の部分をどのように保存するのかということでございます。

三田教育長)

昨日、速報を高野区長に報告してまいりました。高野区長も、今後、どう活用するかということを期待しているとお話でしたので、結果、全貌が分かり次第報告して、対応についてもご提案申し上げたいと思います。

この件は、終わりにしたいと思います。

(委員全員異議なし 報告第6号了承)

(11) 報告事項第7号 平成29年度教育委員会後援名義使用の承認状況について
(第2四半期分)

三田教育長)

では、報告事項の第7号、平成29年度教育委員会後援名義使用について、お願いします。

<庶務課長 資料説明>

三田教育長)

特段問題点などはありませんか。

庶務課長)

ございません。

三田教育長)

以上、宜しいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項第7号了承)

三田教育長)

では、この件、終わりにしたいと思います。

(12) 報告事項第8号 三田一則教育長の執務報告(平成29年10月26日～11

月29日)

三田教育長)

次に、報告事項の第8号、私の執務報告でございますが、ご覧いただきたいと思
います。

(委員全員異議なし 報告事項第8号了承)

三田教育長)

終わりにしたいと思います。

(13) 報告事項第9号 臨時職員(水曜トライアルスクール講師)の任免

三田教育長)

臨時職員の新任、退任について、指導課、どうぞ宜しくお願いします。

<指導課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第9号了承)

三田教育長)

では、これで決定します。

(14) 報告事項第10号 非常勤・臨時職員(学校開放管理員・子供スキップ職員)
の任免

三田教育長)

続きまして、放課後対策課長、どうぞ。

<放課後対策課長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第10号了承)

三田教育長)

これについても決定いたします。

(15) 報告事項第11号 臨時職員(教育支援員)の任免

三田教育長)

続きまして、教育センターお願いします。

<教育センター所長 資料説明>

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項第11号了承)

三田教育長)

ありがとうございました。

では、終わります。

(午後5時10分 閉会)